

令和5年度 福島大学大学院地域デザイン科学研究科人間文化専攻入試問題

コース(領域)名	地域文化	科目名	歴史学	受験番号	
----------	------	-----	-----	------	--

以下の問1～3に、解答用紙のそれぞれ指定された範囲内で解答しなさい。(この範囲は最大限の範囲であって、範囲を全て埋める必要はありません。)

問1 江戸時代における「藩」について論じなさい。

問2 下記の語句A～Cのうちから1つを選んで、その語句について説明しなさい。

- A 生類憐みの令 B 目安箱 C 百姓一揆

問3 次の史料は、天保14(1843)年7月に江戸幕府から全国に向けて出された触である。これを読んで、以下の問い(1)・(2)に答えなさい。(史料は一部省略したり、書き改めたりしたところもある。)

<p>浪人体之もの在々多く徘徊致し、ねたりかましき儀 等申懸候儀ニ付而者、前々相触置候趣も有之候処 近年右党之もの横行致し、村々及難儀候趣粗相聞 右者百姓共心得違を以、聊宛之合力を与へ為立退、 又ハ止宿をも為致、且領主、地頭ニおゐても、畢竟 手数を厭ひ、取締方等閑ニ打過候より、追々超過致 し候儀与相聞、良民之難儀不少候条、品ニ寄、最寄 奉行所組与力、同心共、又者御代官手附、手代等踏 込、召捕候儀も可有之候間、銘々領分、知行限無油 断遂穿鑿候儀者勿論、村方ニ而差押候敷、又者立廻 り先穿鑿之上訴出候ハ、速ニ捕候様可被致候 (中略)右之趣板札ニ認、村々高札場或者村役人之 宅前抔江為懸置可申候(後略)</p> <p>『幕末御触書集成 第五巻』</p>	<p>史料</p>
---	-----------

(1) 傍線部を読み下し文に直しなさい。

(2) この史料からどのようなことが言えるか、説明しなさい。